

内閣府、財務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令
 内閣府、財務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後		改 正 前	
備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一（第三条関係）	社債、株式等の振替に関する法律 （平成十三年法律第七十五号）	第十二条第三項（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九 九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二 九条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一 項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）、第三十九 九条において適用する会社法（平成十七 年法律第八十六号）第七百三十一 条第二項及び第七百 三十五條の二第二項、第四十五 条第二項（第四十八 条並びに附則第十 条、第十九条、第二十七 条第一項、第二十九 九条第一項、第三十 二条第一項、第三十 三条第一項、第三十 四條第一項、第三十 五條第一項及び第三 十六條第一項におい て適用する場合を含 む。）、及び附則第 十一條（第四十八 条並びに附則第十 条、第十九条、第二 十七條第一項、第 二十九條第一項、第 三十條第一項、第 三十一條第一項、第 三十二條第一項、第 三十三條第一項、第 三十四條第一項、第 三十五條第一項及 び第三十六條第一 項において適用す る場合を含む。）	別表第一（第三条関係）	社債、株式等の振替に関する法律 （平成十三年法律第七十五号）
	別表第二（第五条関係）	社債、株式等の振替に関する法律	第三十九條において適用する会社法第七百三十一條第 三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第七百三十五條 の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三 條（第一号に係る部分に限る。）、附則第二十七條第二項、 第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二 項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第 二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項に おいて適用する場合を含む。）、及び附則第二十一條（第一 号に係る部分に限る。）、	第三十九條において適用する会社法第七百三十一條第 三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三條（第 一号に係る部分に限る。）、附則第二十七條第二項、第 二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、 第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二 項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六 條第二項において適用する場合を含む。）、及び附則第二 十一條（第一号に係る部分に限る。）、	
附 則 この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。	別表第一（第三条関係）	社債、株式等の振替に関する法律 （平成十三年法律第七十五号）	第十二条第三項（第四十八条並びに附則第十条、第十九 九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十 九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二 九条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一 項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）、第三十九 九条において適用する会社法（平成十七 年法律第八十六号）第七百三十一 条第二項（第四十八 条並びに附則第十 条、第十九条、第二十七 条第一項、第二十九 九条第一項、第三十 二条第一項、第三十 三条第一項、第三十 四條第一項、第三十 五條第一項及び第三 十六條第一項におい て適用する場合を含 む。）、及び附則第 十一條（第四十八 条並びに附則第十 条、第十九条、第二 十七條第一項、第 二十九條第一項、第 三十條第一項、第 三十一條第一項、第 三十二條第一項、第 三十三條第一項、第 三十四條第一項、第 三十五條第一項及 び第三十六條第一 項において適用す る場合を含む。）	別表第一（第三条関係）	社債、株式等の振替に関する法律 （平成十三年法律第七十五号）
	別表第二（第五条関係）	社債、株式等の振替に関する法律	第三十九條において適用する会社法第七百三十一條第 三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三條（第 一号に係る部分に限る。）、附則第二十七條第二項、第 二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、 第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第 二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項に おいて適用する場合を含む。）、及び附則第二十一條（第一 号に係る部分に限る。）、	第三十九條において適用する会社法第七百三十一條第 三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三條（第 一号に係る部分に限る。）、附則第二十七條第二項、第 二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、 第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二 項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六 條第二項において適用する場合を含む。）、及び附則第二 十一條（第一号に係る部分に限る。）、	